平成２９年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）の導入対象

車両の事前登録について

公益財団法人　日本自動車輸送技術協会

　導入対象車両の事前登録に関する審査基準

１．事前登録に係る情報の報告の提出書類及び記載内容に係る要件

車両製造事業者が実施要領別表（注２）の導入対象車両事前登録のための報告を行う場合は、表２第１欄の書類が提出されていることとし、これら提出書類の記載内容は同表第２欄の要件を満たしていることとする。

表２　導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| １．提出書類 | ２．記載内容に係る要件 |
| ①　様式第１及び様式第２（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.03.25】別添41（重量車排出ガスの測定方法）に基づく測定について同一のデータを用いて国土交通大臣に自動車型式指定申請または新型届出を行っている型式については、１件の報告に複数の型式を記入することができるものとし、様式第２の型式・名称欄及び対象車両の燃費欄以外の事項についてはこのうち販売実績又は販売計画等の観点から代表的な型式について記載できるものとする。） | （１）　事前登録に係る車両（以下「対象車両」という。）がハイブリッド車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）である場合の燃費（軽油またはガソリン）は、当該対象車両と同等クラスの実施要領別表第４欄に定めるディーゼル車（以下「標準車両」という。）に適用される２０１５年度燃費基準値を１０％注１）（小型トラックまたは小型バスにあっては１５％注１））以上上回るものであること。（２）　対象車両が天然ガス自動車である場合の燃費については、都市間走行割合を９５％として計算される燃費（ＣＮＧ重量車燃費試験法注２）の「９．燃料消費率の算定」における重量車燃料消費率の算定式により算定される値とする。以下同じ。）に相当するＣＯ２排出量注３）（g/km）が、標準車両について同様に計算される燃費に相当するＣＯ２排出量注３）を原則として１０％注１）以上削減するものであること。（３）　車両価格については、架装物その他の動力構造以外の仕様について本表③における標準的な仕様に係る定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。（４）　標準車両価格との差額は、対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合は、本表②により算出される差額とする。 |
| ②　様式第３（対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合に限る。） | （１）　改造前車両調達費が複数ある場合、（新車、中古車等）本様式を複数作成して報告すること。（２）　パワートレインの改造に係る購入部品、製品（モーター、バッテリー、ワイヤーハーネス等）は当該部品等販売会社の見積書又は領収書を添付すること。 |
| ③　対象車両の図面等構造が分かる資料（動力構造（パワートレイン）を示すもの。）（架装物その他の仕様について標準的な仕様と見なす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。） | （１）　対象車両の動力構造（パワートレイン）は先進環境対応トラックまたはバスの要件に該当していること。電気自動車及び燃料電池自動車にあってはエンジンが付帯されていないものであること。（２）　対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様（生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見なせるもの） |
| ④　対象車両がハイブリッド自動車の場合は、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成１６年国土交通省告示第６１号）に基づく対象車両の燃費性能の評価結果を示す資料 | 国土交通省がホームページにおいて公表した燃費一覧の写し等とする。 |
| ⑤　対象車両が天然ガス自動車の場合は、ＣＮＧ重量車燃費試験法注２）別紙７の方法による都市内及び都市間走行燃料消費率の試験記録を記したＣＮＧ重量車燃費試験法注２）付表１　燃料消費率の試験記録及び成績（ＣＮＧ重量車）の書面 |  |
| ⑥　対象車両の標準的な仕様における標準価格を示す資料（ただしディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して先進環境対応車となった場合を除く。） | カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料とする。 |
| ⑦　対象車両の販売計画を示す資料 | 今後３年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。 |
| ⑧　標準車両の基本仕様が分かる資料（製造事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。） |  |
| ⑨　標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。） | 架装物その他の仕様については本表③において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。 |
| ⑩　標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。） | 架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑨における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。 |

注１）改善率（百分率）は小数点以下第一位を四捨五入して判断することとする。

注２）独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所が定める燃料消費率試験（ＣＮＧ重量車）（TRIAS 99-020-1）

注３）ＣＯ２排出量の算出における換算係数は、軽油2.58kg-CO2/L、ガソリン2.32kg-CO2/L、天然ガス（都市ガス）2.23kg-CO2/Nm3とする。（地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成27年4月1日改正施行）別表第１）

２．基準額の算定

　　JATAは、１．の事前登録に係る車両情報の報告に基づき、実施要領別表第４欄の基準額を算定する。当該基準額は、計算結果について1,000円未満を切り捨てて算定する。

３．事前登録及び登録情報の公表

　　JATAは、本基準に基づく審査の結果、実施要領及び本基準の要件に適合することが確認された場合は、当該対象車両の情報及び前項により算定した基準額について実施要領別表（注２）に基づく事前登録を行い、当該事前登録の情報について様式第４によりJATAが管理するインターネットホームページに掲載する方法で公表する。

４．提出書類の審査等の役割分担について

　　様式第１をはじめとする提出書類一式が環境省水・大気環境局長あてに提出された場合は、燃費（ＣＮＧ）及び標準車両の燃費についてのみ環境省水・大気環境局において審査を行い、当該審査結果及び燃費（ＣＮＧ）及び標準車両の燃費以外の提出書類記載事項を環境省水・大気環境局よりJATAに通知し、JATAにおいてその他の必要な審査を行う。その他の場合は、提出書類一式についてJATAが審査を行う。

様式第１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

第　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

環境省水・大気環境局長

公益財団法人　日本自動車輸送技術協会

会　長　下平　隆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様注１）

報告者（車両製造事業者）

住　　所　〒

氏名又は名称

代表者注２）の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　平成２９年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）導入対象車両の事前登録に係る情報の報告

　平成２９年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）補助対象車両について、先進環境対応トラック・バス導入加速事業実施要領（平成２８年４月１日環水大自発第１６０４０１４号）別表（注２）に定める補助対象車両の事前登録を受けたいため、別添の様式２及び３のとおり報告します。

注１）報告に係る事前登録対象車両が天然ガス自動車の場合は環境省水・大気環境局長あて、その他の場合はJATAあてとする。

注２）代表者については、車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合には、当該役員の職・氏名の記載及び所管部門の公印でも可とする。その場合は所掌を記載した組織図を添付すること。

様式第２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

事前登録対象車両及び標準車両に係る情報

（　　　　件／　　　件中）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 車両製造事業者名注１） |  |
| 型式・名称注１） |  |
| トラック・バスの別注１） | トラック　／　バス　　（いずれかに○） |
| 先進環境対応車の種類注１） | ＦＣＶ／ＥＶ／ＨＶ／ＰＨＶ／ＣＮＧＶ（いずれかに○） |
| パワートレインの改造注２） | 有　／　無　　（いずれかに○） |
| 車両総重量注1） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　トン |
| 最大積載量注1） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　トン |
| 乗車定員注1） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 車両価格（税別）注１）注３） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 同等クラスの標準車両価格（税別）注４）との差額注１） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ＦＣＶ、ＥＶ、ＨＶ、ＰＨＶ | 導入車両の燃費及び燃料の種類（ＨＶ、ＰＨＶに限る）注１） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｌ燃料の種類： |
| 標準車両に適用される燃費基準値及び燃料の種類注１） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｌ燃料の種類： |
| ＣＮＧＶ | 導入車両の燃費 | 都市内走行燃料消費率：　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｎｍ３都市間走行燃料消費率：　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｎｍ３ |
| 標準車両の燃費及び燃料の種類注５） | 都市内走行燃料消費率：　　　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｌ都市間走行燃料消費率：　　　　　　　　　　　　ｋｍ／Ｌ燃料の種類： |
| 販売計画 |  |
| 車両製造事業者担当者連絡先 | 部署　　　　：ご担当者名　：電話　　　　：メール　　　： |
| 添付資料一覧（資料番号及び名称を記載） |  |

注１）ハイブリッド自動車の場合、これらの項目については本様式によらず一覧表の電子データ提出に代えることができる

注２）ディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインの改造により先進環境対応車となった場合には「有」

注３）標準的な仕様（生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多であること等により代表的なタイプと見なせるもの）における、標準的な価格（定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には、首都圏における価格）

注４）補助対象車両と同規模、かつ、同等仕様で平成２７年度燃費基準に適合するディーゼルまたはガソリンエンジン車の標準的な価格

注５）事前登録対象車両が天然ガス自動車の場合に、標準車両について重量車燃料消費率試験方法（TRIAS 5-8-2010）に基づき計測された値を記載すること。

様式第３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

パワートレインの改造による対象車両の価格内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 改造前ディーゼルまたはガソリンエンジン車 | 製造事業者名 |  |
| 型式・名称 |  |
| 改造後先進環境対応車の型式・名称 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内訳項目 | 内訳額（円） | 内容及び費用注１） |
| 改造前車両調達費（Ａ）注2） |  |  |
| パワートレインの改造に係る直接経費（Ｂ１） |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| パワートレインの改造以外の改造に係る直接経費（Ｂ２） |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 車両改造に係る諸経費（上記Ｂ１またはＢ２のいずれにも分類できない費用）（Ｃ） |  |  |
| 計（Ａ＋Ｂ１＋Ｂ２＋Ｃ） |  |  |
| 消費税額 |  |  |
| 合計（販売価格） |  |  |
| 実施要領別表に基づく補助額算定の基準となる先進環境対応自動車の価格注３）（パワートレインの改造以外の改造に係る費用を除く。） |  |  |

注１）主な購入部品、製品及び改造経費を分けて記載し（例：モーター、バッテリー、ワイヤーハーネス等）部品、製品については、当該販売会社等の見積書又は請求書等の写しを添付すること。なお、適宜行を追加して記載すること。

注2）改造前車両調達費が複数ある場合、（新車、中古車等）本様式を複数報告すること。

注３）当該価格は次式により算出される額とする。　Ａ＋Ｂ１＋Ｃ×Ｂ１／（Ｂ１＋Ｂ２）

（参考：JATA公表様式）

　　　　　　　　　　　　事前登録された補助対象車両情報（一覧）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 先進環境対応車の種類 | 車名・通称名 | 型　式 | 基準額（補助対象額の上限）（円）注2 | 標準車両に適用される燃費基準値 |
| 燃料の種類　 | 燃費基準値注３（km/ℓ） |
| 大型トラック注1 | 天然ガス自動車（ＣＮＧＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| トラック | 燃料電池自動車（ＦＣＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 電気自動車（ＥＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ハイブリッド自動車（ＨＶ）　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ハイブリッド自動車（ＰＨＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| バ　ス | 天然ガス自動車（ＣＮＧＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 燃料電池自動車（ＦＣＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 電気自動車（ＥＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ハイブリッド自動車　　　（ＨＶ・ＰＨＶ） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注１．大型トラックとは、車両総重量（ベース車両における重量）が１２tを超えるものをいうまた、高速走行を主体とした

使用方法により、同等クラスの平成27年度燃費基準適ディーゼル自動車と比較して概ね10％以上二酸化炭素排出削減が可

能なものであること。

注２．基準額は、補助金額の上限値とする。

注3、燃費基準値欄には、標準車両に適用される燃費基準値（国土交通省公表値）を記載する。なお、公表値がない場合は斜線とする。